

下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護及び福祉サービスの提供体制の充実を図り、もって高齢者福祉の増進に資するため、老人福祉施設等の整備に要する費用の一部を補助する下関市老人福祉施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、下関市補助金等交付規則（平成25年規則第63号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の表の左欄に掲げる対象施設について行う、それぞれ右欄に定める整備（これらと一体的に行う整備であって、市長が必要と認めたものを含む。）とする。

対 象 施 設	整 備
特別養護老人ホーム （老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームであって、その入所定員が30人以上であるものをいう。以下同じ。）	創設、増築及び改築 ※創設及び増築は、下関市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第60号）第32条に規定するユニット（以下「ユニット」という。）により構成されるものに限る。 ※改築は、ユニットを基本としながら、地域における特別の事情を踏まえ、市長が特に認める場合は、従来型（多床室）の整備も認めるものとする。
養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）	創設、増築及び改築 ※増築は、他の養護老人ホームの同数以上の定員減少を伴うものに限る。
軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）	創設、増築及び改築 ※下関市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号）第10条第3項から第5項までに規定する基準を満たすものに限る。
老人ショートステイ用居室（老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行うために特別養護老人ホーム又は養護老人ホームに併設される居室をいう。以下同じ。）	特別養護老人ホーム併設 創設、増築及び改築 ※創設及び増築は、ユニットにより構成されるものに限る。 ※改築は、ユニットを基本としながら、地域における特別の事情を踏まえ、市長が特に認める場合は、従来型（多床室）の整備も認めるものとする。
	養護老人ホーム併設 創設、増築及び改築

備考

- 1 「創設」とは、新たに施設を整備することをいう。
- 2 「増築」とは、既存の施設の定員を増加するための整備を行うことをいう。
- 3 「改築」とは、既存の施設の定員を増加させずに、建物を取り壊して新たに整備することをいう（一部改築を含む。）。

2 前項の対象施設（以下「対象施設」という。）について同項の整備（以下「整備」という。）を予定している土地が、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害特別警戒等」という。）に所在する場合は、次のいずれかの理由がある場合を除き、当該整備については補助金の交付の対象としない。

- (1) 当該対象施設について整備を行うことを目的に、新たに当該土地を所有し、賃借し、若しくは開発し、又は当該土地の新たな所有、賃借若しくは開発に関する契約を締結した後に、土砂災害警戒区域等の指定がされたもので、当該土地以外の土地に変更して整備を行うことが困難であると認められるもの
- (2) 当該対象施設を他の土地において整備した場合は利用する上での通所、送迎等の利便性が著しく低下すること、地元との調整上の都合等の理由により、当該土地での整備がやむを得ないと認められるもの
- (3) 当該対象施設の経営上、新たな土地の取得が困難なもの
- (4) その他特別の事情により、当該土地での整備がやむを得ないと認められるもの

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業を行う社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の社会福祉法人をいう。）及び医療法人（医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項の医療法人をいう。）（以下「社会福祉法人等」という。）とする。

（対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助事業に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費等を含む。以下この条において同じ。）及び工事事務費（工事の施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。）とする。ただし、当該社会福祉法人等が適用を受けている他の補助制度等において補助対象とされている費用及び次に掲げるものを除く。

- (1) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (2) 土地の買収又は整地に要する費用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象施設の整備に要する費用として適当と認められないもの

（補助金の額等）

第5条 市長は、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 補助金の額は、対象施設及び整備の内容ごとに、次に掲げる額をそれぞれ算出し（千円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てる。）、算出した額を比較して最も少ない額とする。

(1) 次の表に定める単価に単位の数を乗じて得た額

対象施設	整備の内容	単位	単価（円）	
特別養護老人ホーム	創 設	定員数	3,000,000	
	増 築	定員数	2,400,000	
	改 築	定員数	3,600,000	
養護老人ホーム	創 設	定員数	3,000,000	
	増 築	定員数	2,400,000	
	改 築	定員数	3,600,000	
軽費老人ホーム	創 設	定員数	3,000,000	
	増 築	定員数	2,400,000	
	改 築	定員数	3,600,000	
老人ショートステイ用居室	特別養護老人ホーム併設	創 設	定員数	3,000,000
		増 築	定員数	2,400,000
		改 築	定員数	3,600,000
	養護老人ホーム併設	創 設	定員数	3,000,000
		増 築	定員数	2,400,000
		改 築	定員数	3,600,000

備考 単位の定員数は、創設にあつては当該対象施設に係る総定員数と、増築にあつては当該増築によって増加する定員数と、改築にあつては当該改築部分に相当する定員数とする。

(2) 対象経費の実支出額

(3) 総事業費から収入（既存建物等の処分による収入、火災保険収入、契約違反による違約徴収金の収入等をいう。以下同じ。）の額を控除した額（事業の制限等）

第6条 各補助事業による対象施設の整備の量の合計は、下関市いきいきシルバープランに計上する範囲内（次期計画に計上されることが確実であるものを含む。）とする。

2 市長は、補助事業に対して第9条第1項の規定による補助金の交付決定を行うに当たっては、次に掲げる整備を行う補助事業を優先することとする。

(1) 施設利用者の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を勘案して緊急性の高い老朽施設の改築を行うもの

(2) 施設利用者に対するサービスの提供に留まらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの

(3) 高齢者が利用する施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備するもの

のや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うこと等により土地の有効活用等を図るもの

- (4) 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの
- (5) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの
- (6) 施設利用者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を行うもの
（土砂災害警戒区域等における整備）

第7条 第2条第2項のいずれかの理由に該当し、土砂災害警戒区域等で補助事業を行おうとする社会福祉法人等は、当該土地の危険性を十分に踏まえ、対象施設の利用者等に対し、当該土地のある区域の指定等に係る土砂災害の種類及び区域の範囲その他防災上必要な情報の周知を行うとともに、市との情報伝達体制や施設の立地状況を踏まえた避難場所、避難体制等を記載した「防災マニュアル」の作成又は見直しなど、防災対策の徹底を図るものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付の申請を行おうとする社会福祉法人等（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に申請しなければならない。

- (1) 下関市老人福祉施設等整備費補助金申請（変更）額算出内訳（様式第2号）
- (2) 事業（変更）計画書（様式第3号）
- (3) 補助事業に係る収支予算（見込）書
- (4) 財産目録（作成が義務付けられている法人に限る。）及び貸借対照表
- (5) 配置図及び平面図（各室名及び面積を記載すること。また、増築又は現地改築（既存建物と同一の敷地内で行う改築をいう。）の場合は、既存建物との関係を記載すること。）
- (6) 工事費費目別内訳書
- (7) 従来型（多床室）を必要とする旨の理由書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の申請書及び添付すべき書類のうち、補助事業の性質上特に必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

（交付の決定等）

第9条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合においては、申請者に対し次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金を、当該交付の決定がなされた補助事業の目的以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間、当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数をいう。）又は市長が別に期間を定めたときはその期間のうち、いずれか長い期間これを保管しておかなければならないこと。
- (4) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
- (5) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けてはならないこと。
- (7) 対象経費について、補助金と重複して、他の補助制度に基づいて第三者に負担させ、又は補助を受けてはならないこと。
- (8) この要綱の規定を遵守し、第16条第1項後段の規定による市の返還命令並びに第22条第2項及び第23条第2項の規定による市の納付命令に従わなければならないこと。
- (9) 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

（申請の取下げ）

第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた社会福祉法人等（以下「補助事業者」という。）は、同条第2項の規定による通知を受けた後に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとする。

（着工報告）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る工事に着工したときは、工事着工報

告書（様式第6号）に、工事請負契約書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

（補助事業の変更承認申請等）

第13条 補助事業者は、補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更しようとするときは、あらかじめ次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、対象施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更又は入札等による補助金の減額変更のみの場合は、この限りでない。

(1) 下関市老人福祉施設等整備費補助事業変更承認申請書（様式第7号）

(2) 下関市老人福祉施設等整備費補助金申請（変更）額算出内訳（様式第2号）

(3) 事業（変更）計画書（様式第3号）

(4) 補助事業に係る変更後の収支予算（見込）書

(5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定により補助事業の内容等の変更を承認する場合において、当該申請に係る変更により補助金の額に変更が生じないときは補助事業変更承認通知書（様式第8号）により、補助金の額に変更が生じるときは補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、それぞれ補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止等）

第14条 補助事業者は、第9条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた後に補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認があったときは、補助金の交付の申請は取り下げられ、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（補助事業の遅延）

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかにその理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

2 市長は、前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 前項の場合においては、第9条第2項及び第3項の規定を準用する。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (2) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令又はこの要綱若しくは市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 前項の規定は、第19条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。
(実績報告等)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日（第15条第1項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知の到達した日）から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに補助事業実績報告書（様式第11号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 下関市老人福祉施設等整備費補助金精算額算出内訳（様式第12号）
- (2) 補助事業に係る収支決算書
- (3) 平面図及び立面図
- (4) 建物内外主要部分の写真
- (5) 補助事業が複数年度にわたる場合は、整備費年度別内訳表（様式第13号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業が翌年度にわたるときは、補助金の交付の決定に係る年度の3月31日までに下関市老人福祉施設等整備費補助事業年度終了実績報告書（様式第14号）により、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付額確定通知書（様式第15号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第17条第1項の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付請求)

第20条 第18条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた後速やかに下関市老人福祉施設等整備費補助金交付請求書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第9条第2項の規定による通知に係る金額

(第15条第3項において準用する場合を含む。)又は第13条第3項の規定による通知に係る金額の範囲内で、補助事業者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができるものとする。

- 3 前項の概算払を受けようとする補助事業者は、下関市老人福祉施設等整備費補助金概算払交付請求書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、概算払を行った補助金について、第19条の規定により確定した補助金の額をもって補助金の精算を行い、不足がある場合にあってはその請求及び支払について第1項及び次条の規定を準用し、過払がある場合にあっては速やかにその額を返還させるものとする。

(補助金の交付)

第21条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により適法な請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に対し当該請求額を交付するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等)

第22条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第18号)により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部、支社、支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等(以下この項において「本部等」という。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(財産処分の制限及び財産処分による収入の取扱い)

第23条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者が前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(検査等)

第24条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助事業の実施上必要な指示をし、又は第10条第3号に規定する帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第25条 この要綱の運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月27日から施行する。

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地
法人名
代表者職氏名

下関市老人福祉施設等整備費補助金交付申請書

下記のとおり 年度における補助金の交付を受けたいので、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 下関市老人福祉施設等整備費補助金申請（変更）額算出内訳（様式第2号）
 - (2) 事業（変更）計画書（様式第3号）
 - (3) 補助事業に係る収支予算（見込）書
 - (4) 財産目録及び貸借対照表
 - (5) 配置図及び平面図
 - (6) 工事費費目別内訳書
 - (7) 従来型（多床室）を必要とする旨の理由書
 - (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第8条、第13条関係)

下関市老人福祉施設等整備費補助金申請(変更)額算出内訳

(法人名)

(施設の名称)

施設種別	総事業費 A 円	対象経費 B 円	収入額 C 円	差引額 D(=A-C) 円	整備区分	単価 E 円	整備定員数 F	基準額 G(=E×F) 円	補助所要額 H 円
工事請負費					/	/	/	/	/
工事事務費					/	/	/	/	/
工事請負費					/	/	/	/	/
工事事務費					/	/	/	/	/
合 計					/	/	/	/	/

(注1)「施設種別」欄には補助を受けて整備する対象施設の種別を記載し、「総事業費」欄及び「対象経費」欄には、記載した施設種別ごとに工事請負費と工事事務費の内訳を記載すること。ただし、特別養護老人ホームのユニットと従来型(多床室)は介護保険法上、事業所が別指定となるため、施設種別を分けること。

(注2)「対象経費」欄には、対象施設の整備(対象施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委託費等を含む。)及び工事事務費(工事の施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。)の額を記入すること(ただし、適用を受けている別の補助制度等において補助対象とする費用を除く。)

(注3)「収入額」欄には、既存建物等の処分による収入、火災保険収入、契約違反による違約徴収金の収入等があった場合に、その額を記入すること。

(注4)「整備定員数」欄には、補助の対象となる定員数を記載すること。

(注5)「補助金所要額」欄には、「対象経費」欄(B)、「差引額」欄(D)又は「基準額」欄(G)に記入した額のいずれか低い額から千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

事業（変更）計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種別
- (3) 事業の目的及び効果
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増 減		整備後定員
	増加定員	減少定員	
人 (うちユニット型 人)	人 (うちユニット型 人)	人	人 (うちユニット型 人)

2 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____m²
- イ 敷地の所有関係（自己所有、借地、買収予定地の別）
- ウ 施設整備の区分（創設、増築、改築の別）
- エ 建物の面積 建築面積_____m²
延面積 _____m²
- オ 建物の構造 _____造_____建

(2) 整備費内訳

施設種別	総事業費	対象経費
工事請負費		
工事事務費		
工事請負費		
工事事務費		
合 計		

(3) 財源内訳

ア	市補助金	_____	円
イ	その他補助金	_____	円
ウ	設置者負担金	_____	円
	(内訳)		
	自己資金	_____	円
	福祉医療機構借入金	_____	円
	協調融資借入金	_____	円
	寄付金	_____	円
エ	合計	_____	円

(注) エ 合計は、(2) 整備費内訳の総事業費合計と一致すること。

(4) 施工計画

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 完成年月日
- エ 事業開始年月日

(5) その他参考事項

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり交付を決定したので、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 補助金を、当該交付の決定がなされた補助事業の目的以外の目的に使用してはならないこと。
 - (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間、当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数をいう。）又は市長が別に期間を定めたときはその期間のうち、いずれか長い期間これを保管しておかなければならないこと。
 - (4) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、市の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。
 - (5) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。
 - (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等（共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。）の資金提供を受けてはならないこと。
 - (7) 対象経費について、補助金と重複して、他の補助制度に基づいて第三者に負担させ、又は補助を受けてはならないこと。
 - (8) 要綱の規定を遵守し、要綱第16条第1項後段の規定による市の返還命令並びに要綱第22条第2項及び第23条第2項の規定による市の納付命令に従わなければならないこと。

3 その他

- (1) 関係法令の規定を遵守すること。
- (2) 上記2の条件及び前号の定めに違反したときは、補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

様式第5号（第9条関係）

補助金不交付決定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

下関市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金については下記の理由により交付しないことに決定したので、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

理 由

工事着工報告書

年 月 日

（宛先）下関市長

補助事業者 所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る工事について着工しましたので、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 着工年月日 年 月 日
- 3 完成(予定)年月日 年 月 日
- 4 請負金額 円
- 5 添付書類
・工事請負契約書の写し

年 月 日

下関市長 様

補助事業者 所在地
法人名
代表者職氏名

下関市老人福祉施設等整備費補助事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた 年度下関市老人福祉施設等整備費補助事業については、下記のとおり内容の変更を承認願いたく、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 施設の種別
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 施設整備区分
- 5 変更の内容
変更前
変更後
- 6 変更の理由

様式第8号（第13条関係）

補助事業変更承認通知書

第 年 月 日
第 年 月 日

様

下関市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助事業変更承認申請については、
下記のとおり承認したので、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第13
条第3項の規定により通知します。

記

変更内容

補助金変更交付決定通知書

第 年 月 日 号

様

下関市長

印

年 月 日付けで申請のあった補助事業変更承認申請については、下記のとおり承認し、併せて補助金の額の変更を決定したので、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第13条第3項の規定により通知します。

記

- 1 補助金変更交付決定額 円
- 2 変更内容

様式第10号（第14条関係）

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

補助事業者 所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業を中止（廃止）したいので、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業中止（廃止）の内容
- 2 補助事業中止（廃止）の理由

補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 下関市長

補助事業者 所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る実績について、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第17条第1項の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 補助事業に係る総事業費（実績） 金 円
- 3 補助事業完了年月日 年 月 日

4 対象施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 施設の種別

(3) 事業の目的及び効果

(4) 入所（利用）定員

現在定員	増 減		整備後定員
	増加定員	減員定員	
人 (うちユニット型 人)	人 (うちユニット型 人)	人	人 (うちユニット型 人)

5 施設整備に係る事業内容

(1) 施設の規模及び構造

- ア 敷地面積 _____m²
- イ 敷地の所有関係 (自己所有、借地、買収予定地の別)
- ウ 施設整備の区分 (創設、増築、改築の別)
- エ 建物の面積 建築面積_____m²
延面積 _____m²
- オ 建物の構造 _____造 _____建

(2) 事業費総額

施設種別	総事業費	対象経費
工事請負費		
工事事務費		
工事請負費		
工事事務費		
合 計		

(3) 施工期間

- ア 契約年月日
- イ 着工年月日
- ウ 竣工年月日
- エ 事業開始年月日

(4) その他参考事項

6 添付書類

- (1) 下関市老人福祉施設等整備費補助金精算額算出内訳 (様式第12号)
- (2) 補助事業に係る収支決算書
- (3) 平面図及び立面図
- (4) 建物内外主要部分の写真
- (5) 整備費年度別内訳表 (様式第13号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第12号(第17条関係)

下関市老人福祉施設等整備費補助金精算額算出内訳

(法人名)

(施設の名称)

施設種別	総事業費	対象経費	収入額	差引額	整備区分	単価	整備定員数	基準額	補助金所要額	交付決定額	補助金受入済額	過不足額
	A	B	C	D(=A-C)		E	F	G(=E×F)	H	I	J	K(=I-H)
	円	円	円	円		円		円	円	円	円	円
工事請負費												
工事事務費												
工事請負費												
工事事務費												
合計												

- (注1)「施設種別」欄には補助を受けて整備する対象施設種別を記載し、「総事業費」欄及び「対象経費」欄には、記載した施設種別ごとに工事請負費と工事事務費の内訳を記載すること。ただし、特別養護老人ホームのユニットと従来型(多床室)は介護保険法上、事業所が別指定となるため、施設種別を分けること。
- (注2)「対象経費」欄には、対象施設の整備(対象施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委託費等を含む。)及び工事事務費(工事の施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度額とする。)の額を記入すること(ただし、適用を受けている別の補助制度等において補助対象とする費用を除く。)
- (注3)「収入額」欄には既存建物等の処分による収入、火災保険収入、契約違反による違約徴収金の収入等があった場合に、その額を記入すること。
- (注4)「整備定員数」欄には、補助の対象となる定員数を記載すること。
- (注5)「補助金所要額」欄には、「対象経費」欄(B)、「差引額」欄(D)又は「基準額」欄(G)に記入した額のいずれか低い額から千円未満の端数を切り捨てた額を記入すること。

整備費年度別内訳表

【総事業費】

施設種別	年度分	年度分	合計
工事請負費			
工事事務費			
工事請負費			
工事事務費			
合計			

【対象経費】

施設種別	年度分	年度分	合計
工事請負費			
工事事務費			
工事請負費			
工事事務費			
合計			

【資金計画年度別内訳】

区分	年度分	年度分	合計
市補助金			
その他補助金			
自己資金			
福祉医療機構借入金			
協調融資借入金			
寄付金			
合計			

年 月 日

下関市長 様

補助事業者 所在地
法人名
代表者職氏名

下関市老人福祉施設等整備費補助事業年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた 年度下関市老人福祉施設等整備費補助事業に係る年度終了実績報告について、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種別
- 2 施設の名称
- 3 施設の所在地
- 4 施設整備区分
- 5 繰越後の事業完了予定年月日
年 月 日

- 6 今年度遂行実績
3月末出来高 %

総事業費	交付決定額	年度		年度		不要見込額
		支出見込額	うち補助金	支出見込額	うち補助金	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

- 7 添付資料
 - ・ 収支決算（見込）書

様式第15号（第18条関係）

下関市老人福祉施設等整備費補助金交付額確定通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

下関市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

下関市老人福祉施設等整備費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 下関市長

請求者 所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた下関市老人福祉施設等整備費補助金については、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第20条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 支店 信用金庫 協同組合 出張所
預金種別	当座・普通
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(担当者氏名)

(連絡先)

下関市老人福祉施設等整備費補助金概算払交付請求書

年 月 日

(宛先) 下関市長

請求者 所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下関市老人福祉施設等整備費補助金については、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第20条第3項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金概算払交付請求額 金 円
- 3 概算払を必要とする理由
- 4 振込先

金融機関名	銀行 支店 信用金庫 協同組合 出張所
預金種別	当座・普通
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

(担当者氏名)

(連絡先)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日

(宛先) 下関市長

報告者 所在地
法人名
代表者職氏名

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた 年
度下関市老人福祉施設等整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下関市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第22条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 施設の種別及び名称
- 2 下関市老人福祉施設等整備費補助金交付額確定通知書(様式第15号)による補助金交付確定額
_____円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)
_____円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等